資料２０

総合水泳場　光熱水費について

相模原市立総合水泳場を経由して供給される電気及び上下水道料金の計算方法は次のとおりとする。

１　電気料金

①　基本料金の負担区分については、以下のとおりとする。

水泳場	６４％
横山公園	３６％

②　使用電力量の適用と料金の算出

各箇所の使用電力量は、相模原市立総合水泳場の中央監視室が月末に集計する「受変電管理日報」によるものとし、料金については、各箇所の使用電力量に１ｋＷｈ当りの単価を乗じた値とする。

※　１ｋＷｈ当りの単価は、当該月の全体の電力量料金（東京電力株式会社により発行される請求金額のうち、基本料金及び自家発電補給電力を除いた額）を全体の使用電力量で除した値とする。なお、小数点以下第二位未満の端数は切捨てとする。

※　精算の際に生じる端数については、水泳場の負担とする。

③　自家発電装置の負担

自家発電装置所有による電気料金は、水泳場の負担とする。

④　その他の負担

その他、①～③以外の電気料金に係るものは、水泳場の負担とする。

<u>各箇所における電気料金計算方法</u>

・　水泳場　負担分

基本料金６４％＋（使用量×１ｋＷｈ当りの単価）＋自家発電装置所有分＋その他

・　横山公園　負担分

基本料金３６％＋（使用量×１ｋＷｈ当りの単価）

2　上下水道料金

①　上水道料金

各箇所の給水量は、相模原市立総合水泳場の中央監視室が月末に集計する「給水量管理日報」によるものとし、料金については、各箇所の使用量に１㎥当りの単価を乗じた値とする。

※　１㎥当りの単価は、神奈川県企業庁より発行される当該月の請求金額を全体の使用量で除した値とする。なお、小数点以下第二位未満の端数は切捨てとする。

※　精算の際に生じる端数については、水泳場の負担とする。

<u>各箇所における上水道料金計算方法</u>

・　水泳場　負担分
　給水量×１㎥当りの単価

・　横山公園　負担分
　給水量×１㎥当りの単価

②　下水道料金

各箇所の給水量は、上水給水量と減水量の差によるものとし、料金については、各箇所の排水量に１㎥当りの単価を乗じた値とする。

※　１㎥当りの単価は、神奈川県企業庁より発行される当該月の請求金額を全体の排水量で除した値とする。なお、小数点以下第二位未満の端数は切捨てとする。

※　精算の際に生じる端数については、水泳場の負担とする。

<u>各箇所における下水道料金計算方法</u>

・　水泳場　負担分
　排水量（上水給水量－減水量）×１㎥当りの単価

・　横山公園　負担分
　排水量（上水給水量－減水量）×１㎥当りの単価